

軽自動車税についてのお知らせ

☆令和4年度 軽自動車税率(種別割)について

三輪及び四輪の軽自動車

あなたの軽自動車が、次の①～③のどれに該当するかで税率が決まります。

- ①平成27年3月31日以前に最初の新規検査(※1)をした車両は、最初の新規検査から13年を経過していなければ税率の変更はありません。
- ②平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両は、変更後の税率が適用されます。
ただし、要件を満たす車両については令和4年度の軽自動車税が軽減されます。(※2)
- ③毎年4月1日現在に最初の新規検査から13年を経過している三輪および四輪の軽自動車は、経年重課税率が適用されます。(動力源または内燃機関の燃料が、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ハイブリッドの軽自動車ならびに被けん引車は重課税率の対象外)

種別		①平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両(税率変更なし) (③に該当するものを除く)	②平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両(※2)	③最初の新規検査から13年を経過したもの
軽自動車	四輪乗用(自家用)	7,200円	10,800円	12,900円
	四輪乗用(営業)	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪貨物(自家用)	4,000円	5,000円	6,000円
	四輪貨物(営業)	3,000円	3,800円	4,500円
	三輪車	3,100円	3,900円	4,600円

※1 最初の新規検査(初度検査)とは

新車新規登録時に当該車両が初めて車両番号の指定を受ける際の検査です。最初の新規検査年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

※2 グリーン化特例(軽課)

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに新規取得した軽四輪車等で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた車両について、表の②の金額から、下記のとおり新規登録の翌年度分の軽自動車税を軽減します。

軽乗用車(営業用のみ)

対象車	特例措置の内容
(1)電気・燃料電池・天然ガス自動車	概ね 75%軽減
(2)令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度基準達成車	概ね 50%軽減
(3)令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度基準達成車	概ね 25%軽減

- (1)天然ガス自動車については、平成21年排出ガス規制10%以上低減車、または平成30年度排出ガス基準達成車
- (2) (3)に該当するガソリン車・ハイブリット車の場合は、いずれも平成17年排出ガス規制75%低減達成車(★★★★)、または平成30年排出ガス規制50%低減達成車(★★★★)に限る。

(裏面につづく)

原動機付自転車及び二輪車等

下記の税率となります。

	種 別	令和4年度
原動機付自転車	50cc以下	2,000 円
	50cc超 90cc以下	2,000 円
	90cc超 125cc以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
バイク	二輪車(125cc 超 250cc 以下)	3,600 円
	二輪小型自動車(250cc 超)	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円
	その他(フォークリフト等)	5,900 円
専ら雪上を走行するもの		3,000 円

☆南越前町より転出された方、死亡された方のご家族様へ

廃車の手続きや住所変更、名義変更の手続きを行ってください。手続き場所は車種によって異なります。手続きをしないと前住所の市町村、前の所有者のままで課税され続けますので必ず手続きをしてください。

ナンバーを紛失した、手続きの仕方がわからない等、不明な点がありましたら、下記手続き先にお問い合わせください。

手続き先

・軽自動車(三輪・四輪・被牽引車)

軽自動車検査協会 福井市浅水138-11-3 TEL 050-3816-1774

・125ccを超える二輪車

福井運輸支局 福井市西谷1丁目1402 TEL 050-5540-2057

・原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車、農耕車

南越前町役場町民税務課 南越前町東大道29-1 TEL 0778-47-8014